

令和 7 年
3 月高浜市議会定例会
議 案 書

同意第 1 号

公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

- | | | | | |
|---|---|---|---------|----------|
| 1 | 住 | 所 | 高浜市八幡町 | |
| 2 | 氏 | 名 | 竹 内 利 宏 | （ 6 8 歳） |

提案理由

この案は、公平委員会委員竹内利宏氏が令和 7 年 3 月 31 日で任期満了となるので、再度選任するためであります。

同意第 2 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

- | | | | | |
|---|---|---|---------|---|
| 1 | 住 | 所 | 高浜市向山町 | <div style="background-color: black; width: 150px; height: 1.2em;"></div> |
| 2 | 氏 | 名 | 榊 原 剛 志 | （50 歳） |

提案理由

この案は、固定資産評価審査委員会委員榊原剛志氏が令和 7 年 3 月 31 日で任期満了となるので、再度選任するためであります。

議案第 3 号

高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正について

次のとおり高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例（案）

高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和 6 年高浜市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条中「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）附則第 1 条第 3 号に定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

この案は、地方自治法の一部改正に伴い、条文の整備を行うためであります。

議案第 4 号

高浜市税条例の一部改正について

次のとおり高浜市税条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市税条例の一部を改正する条例（案）

高浜市税条例（昭和 2 9 年高浜町条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 5 条の 2 第 1 0 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条文の整備を行うためであります。

議案第 5 号

高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 の一部改正について

次のとおり高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関す る条例の一部を改正する条例（案）

高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭
和 3 9 年高浜町条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

種 類	階 級	勤 務 年 数								
		4 年 以 上	5 年 以 上	7 年 以 上	1 0 年 以	1 5 年 以	2 0 年 以	2 5 年 以	3 0 年 以	3 5 年 以
		5 年 未 満	7 年 未 満	1 0 年 未 満	上 1 5 年 未 満	上 2 0 年 未 満	上 2 5 年 未 満	上 3 0 年 未 満	上 3 5 年 未 満	上
基 本 団 員	団 長	145,000円	239,000円	269,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
	副 団 長	140,000円	229,000円	264,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円
	分 団 長	—	219,000円	260,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
	副 分 団 長	—	214,000円	250,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
	部 長 及 び 班 長	—	204,000円	235,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円

団員	—	200,000円	224,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円
----	---	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

提案理由

この案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正等に伴い、退職報償金支給額表の改定を行うためであります。

議案第 6 号

高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

次のとおり高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例（案）

高浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年高浜町条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 1 0 0 円」を「9, 7 0 0 円」に改め、同号ただし書中「1 万 4, 2 0 0 円」を「1 万 4, 5 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「2 1 7 円」を「1 0 0 円」に、「3 3 3 円」を「3 8 3 円」を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 2 1 7 円」に改め、同条第 4 項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「1 2, 5 0 0 円」を「1 2, 9 0 0 円」に、「1 3, 3 5 0 円」を「1 3, 7 0 0 円」に、「1 4, 2 0 0 円」を「1 4, 5 0 0 円」に、「1 0, 8 0 0 円」を「1 1, 3 0 0 円」に、「1 1, 6 5 0 円」を「1 2, 1 0 0 円」に、「9, 1 0 0 円」を「9, 7 0 0 円」に、「9, 9 5 0 円」を「1 0, 5 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年

金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

この案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額の改定を行うためであります。

議案第 7 号

高浜市水道事業の設置等に関する条例及び高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり高浜市水道事業の設置等に関する条例及び高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市水道事業の設置等に関する条例及び高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

（高浜市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 1 条 高浜市水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 3 年高浜町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

（高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 2 条 高浜市下水道事業の設置等に関する条例（平成 3 0 年高浜市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）附則第 1 条第 3 号に定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

この案は、地方自治法の一部改正に伴い、条文の整備を行うためであります。

議案第 8 号

高浜市道路占用料条例の一部改正について

次のとおり高浜市道路占用料条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日 提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市道路占用料条例の一部を改正する条例（案）

高浜市道路占用料条例（昭和 5 2 年高浜市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

占用物件 の種類	区分	単位	占用料 (単位円)
法第 3 2 条第 1 項 第 1 号に 掲げる工 作物	第 1 種電柱	1 本 1 年につき	9 9 0
	第 2 種電柱	1 本 1 年につき	1 , 5 0 0
	第 3 種電柱	1 本 1 年につき	2 , 0 0 0
	第 1 種電話柱	1 本 1 年につき	8 8 0
	第 2 種電話柱	1 本 1 年につき	1 , 4 0 0
	第 3 種電話柱	1 本 1 年につき	1 , 9 0 0
	その他の柱類	1 本 1 年につき	8 8
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートル 1 年につき	9
	地下に設ける電線その他の線類	長さ 1 メートル 1 年につき	5
	路上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	8 6 0
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	5 3 0
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1 個 1 年につき	1 , 8 0 0

	郵便差出箱及び信書便差出箱		1 個 1 年につき	7 4 0
	広告塔		表示面積 1 平方メートル 1 年につき	2 , 2 0 0
	その他のもの		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1 , 8 0 0
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0 . 0 7 メートル未満のもの		長さ 1 メートル 1 年につき	3 7
	外径が 0 . 0 7 メートル以上 0 . 1 メートル未満のもの		長さ 1 メートル 1 年につき	5 3
	外径が 0 . 1 メートル以上 0 . 1 5 メートル未満のもの		長さ 1 メートル 1 年につき	7 9
	外径が 0 . 1 5 メートル以上 0 . 2 メートル未満のもの		長さ 1 メートル 1 年につき	1 1 0
	外径が 0 . 2 メートル以上 0 . 3 メートル未満のもの		長さ 1 メートル 1 年につき	1 6 0
	外径が 0 . 3 メートル以上 0 . 4 メートル未満のもの		長さ 1 メートル 1 年につき	2 1 0
	外径が 0 . 4 メートル以上 0 . 7 メートル未満のもの		長さ 1 メートル 1 年につき	3 7 0
	外径が 0 . 7 メートル以上 1 メートル未満のもの		長さ 1 メートル 1 年につき	5 3 0
	外径が 1 メートル以上のもの		長さ 1 メートル 1 年につき	1 , 1 0 0
法第 3 2 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行による検知の対 補象として設置する導線 助る導線その他の 施線類 設	地下に設けるもの	長さ 1 メートル 1 年につき	5
		その他のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	1 8
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1 本 1 年につき	1 , 4 0 0
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1 平方メートル	8 8 0

			ル 1 年につき	
		地下に設けるもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	5 3 0
	その他のもの		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1 , 8 0 0
法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1 , 8 0 0
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1 , 1 0 0
	地下に設ける通路		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	6 6 0
	その他のもの		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1 , 8 0 0
法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートル 1 日につき	2 2
	その他のもの		占用面積 1 平方メートル 1 月につき	2 2 0
道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号。	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートル 1 月につき	2 2 0
		その他のもの	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	2 , 2 0 0
	標識		1 本 1 年につき	1 , 4 0 0
以下「令」という。） 第 7 条第 1 号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1 本 1 日につき	2 2
		その他のもの	1 本 1 月につき	2 2 0
	幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートル 1 日につき	2 2
		その他のもの	その面積 1 平方メートル 1 月につき	2 2 0
	アーチ	車道を横断するもの	1 基 1 月につき	2 , 2 0 0

	その他のもの	1 基 1 月につき	1, 1 0 0
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1, 8 0 0
令第 7 条第 3 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	令別表備考 第 7 項に規定する近傍 類似の土地 の時価に 0. 0 3 1 を乗じて得 た額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条 第 5 号に掲げる工事用材料		占用面積 1 平方メートル 1 月につき	2 2 0
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条 第 7 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートル 1 月につき	1 8 0

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案は、道路占用料の額を改定するためであります。

議案第 9 号

高浜市公共下水道条例の一部改正について

次のとおり高浜市公共下水道条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）

高浜市公共下水道条例（平成 9 年高浜市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項第 1 0 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案は、下水道法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うためであります。

議案第 10 号

高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

次のとおり高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 24 年高浜市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号を次のように改める。

- （１） 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。）
- （２） 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。）

- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (8) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2

号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条第 6 号の次に次の 2 号を加える。

(7) 技術士法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第 37 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準について、所要の規定の整備を行うためであります。

議案第 1 1 号

高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり高浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（高浜市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 高浜市職員の給与に関する条例（昭和 3 9 年高浜町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項中「5 5 歳を超える」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

（1） 5 5 歳を超える職員

（2） 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの

第 1 2 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」を「に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）について 1 人につき 1 万 3, 0 0 0 円、前項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 万円」を削り、同条第 4 項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支

給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第13条の2第2項中「100分の6」を「100分の8」に改める。

第14条第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第15条第1項第2号中「有料の道路（以下次項において）」を「有料の道路（以下この条において）」に改め、同条第2項第14号及び第15号中「5万5,000円」を「15万円」に改める。

第15条の2第3項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他市長が規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）」を削る。

第19条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「当該各号に定める額」の次に

「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第 24 条の 2 中「、第 12 条、第 13 条及び第 14 条」を「及び第 12 条」に改める。

第 28 条中「、扶養手当」を削る。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 行政職給料表（第 4 条関係）

職員 の区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
任用	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
短時	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
間勤	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
務職	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
員以	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
外の	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
職員	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	

	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		

60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	347,000					
90	257,200	298,300	347,400					
91	257,500	298,600	347,800					
92	257,800	299,000	348,200					
93	258,100	299,200	348,400					

	94		299,400	348,800					
	95		299,700	349,200					
	96		300,100	349,500					
	97		300,300	349,800					
	98		300,600	350,200					
	99		301,000	350,600					
	100		301,400	351,000					
	101		301,600	351,500					
	102		301,900	351,900					
	103		302,200	352,300					
	104		302,500	352,700					
	105		302,700	353,200					
	106		303,000	353,600					
	107		303,300	353,900					
	108		303,600	354,200					
	109		303,800	354,700					
	110		304,200						
	111		304,600						
	112		304,900						
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							
定年前再任用	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	
短時間勤務職	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	

員	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

ただし、第25条に規定する職員を除く。

（高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元の高浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「100分の6」を「100分の8」に改める。

（高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元の高浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とする。

第10条第1項中「、第13条」を削り、「、第16条」を「及び第16条」に改め、「及び第21条」を削り、同条第2項中「及び第5項」の次に「並びに第21条第2項」を加え、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」に、「とする。」を「と、給与条例第21条第2項中「支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の規定により任期を定めて採用された職員に支給する勤勉手当の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額」とする。」に改める。

（高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年高浜町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 1 2 条の 2 中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後 1 0 時から翌日の」に改め、「午前 5 時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加える。

第 1 4 条中「勤務成績」を「人事評価の結果及び勤務の状況」に改める。

第 1 8 条中「及び第 6 条」を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（号給の切替え）

第 2 条 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において高浜市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号級とする。

（令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第 3 条 切替日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における第 1 条の規定による改正後の給与条例第 1 2 条の規定の適用については、同条第 2 項中「次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以下であるものにあつては、次に掲げる者及び第 1 4 条第 1 項第 2 号の配偶者」と、同条第 3 項中「1 万 3, 0 0 0 円」とあるのは「1 万 1, 5 0 0 円」と、「とする」とあるのは「、第 1 4 条第 1 項第 2 号の配偶者については 3, 0 0 0 円とする」とする。

2 切替日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における第 4 条の規定による改正後の高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 5 条の規定の適用については、同条第 2 項中「次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者（管理者が指定する給料表の職務の級にある職員にあつては、次に掲げる者及び次条第 2 号の配偶者）」とする。

（高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第4条 高浜市職員の育児休業等に関する条例（平成4年高浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条の表第24条の2の部第6条、第12条、第13条及び第14条の項を次のように改める。

第6条及び第12条	第12条
-----------	------

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第5条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年高浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「、第12条、第13条及び第14条」を「及び第12条」に改める。

附則第6条中「及び第6条」を削る。

（委任）

第6条 附則第2条及び第3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附則別表（附則第2条関係） 号給の切替表

旧号給	新 号 給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
1 0	6	2	2	1	1	1
1 1	7	3	3	1	1	1
1 2	8	4	4	1	1	1
1 3	9	5	5	1	1	1
1 4	1 0	6	6	2	1	1

1 5	1 1	7	7	3	1	1
1 6	1 2	8	8	4	1	1
1 7	1 3	9	9	5	1	1
1 8	1 4	1 0	1 0	6	2	1
1 9	1 5	1 1	1 1	7	3	1
2 0	1 6	1 2	1 2	8	4	1
2 1	1 7	1 3	1 3	9	5	1
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0	6	1
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1	7	1
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2	8	2
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3	9	2
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0	2
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1	2
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2	3
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3	3
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4	3
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5	3
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6	3
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7	3
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8	4
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9	4
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0	4
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1	4
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2	4
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3	4
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4	4
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5	4
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6	5
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7	5
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8	5
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9	5
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0	
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1	
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2	

4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3	
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4	
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5	
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6	
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7	
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8	
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9	
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0	
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1	
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2	
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3	
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4	
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5	
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0		
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1		
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2		
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3		
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4		
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5		
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6		
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7		
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8		
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9		
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0		
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1		
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2		
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3		
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4		
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5		
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6		
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7		
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8		
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9		
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0		

8 3	7 9	7 5	7 5	7 1		
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2		
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3		
8 6	8 2	7 8	7 8			
8 7	8 3	7 9	7 9			
8 8	8 4	8 0	8 0			
8 9	8 5	8 1	8 1			
9 0	8 6	8 2	8 2			
9 1	8 7	8 3	8 3			
9 2	8 8	8 4	8 4			
9 3	8 9	8 5	8 5			
9 4	9 0					
9 5	9 1					
9 6	9 2					
9 7	9 3					
9 8	9 4					
9 9	9 5					
1 0 0	9 6					
1 0 1	9 7					
1 0 2	9 8					
1 0 3	9 9					
1 0 4	1 0 0					
1 0 5	1 0 1					
1 0 6	1 0 2					
1 0 7	1 0 3					
1 0 8	1 0 4					
1 0 9	1 0 5					
1 1 0	1 0 6					
1 1 1	1 0 7					
1 1 2	1 0 8					
1 1 3	1 0 9					

提案理由

この案は、今年度の人事院勧告に基づき、給料表の改定等を行う

ためであります。

議案第 1 2 号

高浜市職員定数条例の一部改正について

次のとおり高浜市職員定数条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市職員定数条例の一部を改正する条例（案）

高浜市職員定数条例（昭和 4 6 年高浜市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「2 8 8 人」を「2 8 7 人」に改め、同項第 8 号中「1 1 人」を「1 2 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案は、市長の事務部局並びに教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の定数を改定するためであります。

議案第 13 号

高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

次のとおり高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（案）

（高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 1 条 高浜市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年高浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 3 項中「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

（高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 2 条 高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年高浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

第 15 条第 1 項中「規則で定める者」の次に「（第 16 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 16 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 16 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条

及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

提案理由

この案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大を行う等のためであります。

議案第 1 4 号

高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（令和 3 年高浜市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高浜市多文化共生拠点施設の設置及び管理に関する条例

第 1 条中「高浜市多文化共生コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）」を「高浜市多文化共生拠点施設（以下「拠点施設」という。）」に改める。

第 2 条中「コミュニティセンターの」を「拠点施設の」に改め、同条の表中「青木町四丁目 5 番地 2 6」を「湯山町六丁目 6 番地 4」に改める。

第 3 条から第 7 条までの規定中「コミュニティセンター」を「拠点施設」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 9 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 6 月 1 6 日から施行する。

（高浜市使用料及び手数料条例の一部改正）

2 高浜市使用料及び手数料条例（昭和 3 9 年高浜町条例第 1 8

号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 公の施設の部女性文化センターの項中

小会議室	1 4 0			を
和室(A)	2 1 0			
和室(B)	1 9 0			

和室	2 1 0			に
----	-------	--	--	---

改める。

提案理由

この案は、多文化共生コミュニティセンターを女性文化センターの所在地に移転させるほか、所要の規定の整備を行うためであります。

議案第 1 5 号

高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

次のとおり高浜市使用料及び手数料条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（案）

高浜市使用料及び手数料条例（昭和 3 9 年高浜町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

高浜市南部 ふれあいプ ラザ	喫茶レス トラン	1 月	5 4 , 8 3 0	光熱水費は、 実費
	パン工房 棟	1 月	1 7 , 8 7 0	

を

」

「

高浜市南部 ふれあいプ ラザ	喫茶レス トラン	1 月	5 4 , 8 3 0	光熱水費は、 実費
	パン工房 棟	1 月	1 7 , 8 7 0	
いきいき広 場	ショール ーム	1 月	3 6 , 7 3 0	高浜市文化協 会が継続的に 利用する場合
女性文化セ ンター	談話室の 一部	1 月	4 , 1 9 0	

に

」

改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、同日以後のいきいき広場のショールーム及び女性文化センターの談話室の一部の利用の許可を受けた者からは、同日前においても、改正後の別表第 2 いきいき広場の項及び女性文化センターの項の規定の例により使用料を徴収することができる。

提案理由

この案は、いきいき広場のショールーム及び女性文化センターの談話室の一部について、継続的利用に係る使用料を定めるためであります。

議案第 16 号

高浜市児童クラブの実施に関する条例の制定について

次のとおり高浜市児童クラブの実施に関する条例を制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市児童クラブの実施に関する条例（案）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、市による児童福祉法（昭和 22 年法律第 16 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「児童クラブ」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施方針）

第 2 条 児童クラブは、利用する児童の遊び及び生活の場として、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、もって当該児童の健全な育成を図るものとする。

（実施時間及び実施日）

第 3 条 児童クラブの実施時間及び実施日は、児童クラブの支援の単位（高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年高浜市条例第 24 号）第 10 条第 4 項に規定するものをいう。以下同じ。）ごとに、規則で定める。

（施設の設置）

第 4 条 児童クラブを実施する場所として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 の規定に基づき、次の表に掲げる施設を設置する。

名称	位置
東海児童クラブ室	高浜市田戸町二丁目 2 番地 59

翼児童クラブ室	高浜市神明町五丁目 1 番地 1
高取北児童クラブ室	高浜市本郷町六丁目 6 番地 1
高取南児童クラブ室	高浜市本郷町六丁目 6 番地 1
高浜児童クラブ室	高浜市青木町六丁目 1 番地 1 5

- 2 前項の施設を利用できる者並びに開設時間及び開設日は、次条に規定する対象児童並びに児童クラブの実施時間及び実施日に準ずるものとする。

(対象児童)

第 5 条 児童クラブを利用することができる者（以下「対象児童」という。）は、市内の小学校に就学している児童であって、その保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより昼間に当該児童を育成することができないと認められるものとする。ただし、市長が児童クラブの利用が必要と認める児童については、この限りでない。

- (1) 昼間に労働することを常態としていること。
- (2) 出産等の理由により入院していること。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族を常時介護し、又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- (6) その他前各号に類すると認められる状態にあること。

(利用の申請等)

第 6 条 児童クラブを利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請し、許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請及び許可は、児童クラブの支援の単位ごとに、別表に定める利用区分により行うものとする。

(利用の不許可)

第 7 条 市長は、児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、児童クラブの利用を許可しないものとする。

- (1) 対象児童に該当しないとき。
- (2) 規則で定める児童クラブの定員を超えることにより、児童クラブを適正に運営することが困難になると認めるとき。

(3) その他児童クラブの管理又は運営上支障があると認めるとき。

(変更等の届出)

第8条 児童クラブの利用の許可を受けた児童（以下「利用児童」という。）の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(1) 第6条の規定により申請した内容に変更があったとき。

(2) 児童クラブの利用を中止するとき。

(3) 利用児童が対象児童に該当しなくなったとき。

(利用の取消し及び中止)

第9条 市長は、利用児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 対象児童に該当しなくなったとき。

(2) 他の児童へ危害を加える等児童クラブの適正な運営に著しい支障があるとき。

(3) 児童に感染症の疾患があり、他の児童へ感染するおそれがあると認められるとき。

(4) その他児童クラブの管理上又は運営上支障があると認められるとき。

(費用負担)

第10条 利用児童の保護者は、別表に定める育成料を規則で定める期日までに納入しなければならない。

2 既納の育成料は、還付しない。ただし、育成料の過納があったときその他市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 前項ただし書の場合において、還付を受けるべき利用児童の保護者に現に未納の育成料があるときは、市長は、当該還付額を当該未納の育成料に充当することができる。

(育成料の減免)

第11条 市長は、経済的理由その他特別の理由により育成料の納入が困難であると認めるときは、規則で定めるところにより育成料を減免することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条、第 1 0 条関係）

利用区分		育成料 (利用児童 1 人につき 1 月当たり)
通常利用		5, 5 0 0 円
延長利用	早朝延長	5 0 0 円
	夜間延長	5 0 0 円

備考

- 1 「通常利用」とは、下校時間から午後 6 時まで（小学校の授業の休業日にあつては、午前 8 時 3 0 分から午後 6 時まで）における利用をいう。
- 2 「延長利用」とは、通常利用に加えて、早朝又は夜間に延長して利用することで、次に定める早朝延長及び夜間延長をいう。
 - (1) 「早朝延長」とは、午前 7 時 3 0 分から午前 8 時 3 0 分までの利用をいう。
 - (2) 「夜間延長」とは、午後 6 時から午後 7 時までの利用をいう。
- 3 育成料は、各月の初日から末日までを 1 月とし、通常利用に係る育成料の額に延長利用に係る育成料の額を加えて算出する。
- 4 各月の途中で利用を開始し、又は中止した場合も、育成料は同額とする。ただし、1 月当たりの育成料は、各利用区分に定める額を上限とする。

提案理由

この案は、市が実施している放課後児童健全育成事業について、必要な事項を定めるためであります。

議案第 17 号

高浜市女性文化センターの設置及び管理に関する条例の一部
改正について

次のとおり高浜市女性文化センターの設置及び管理に関する条例
の一部を改正するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市女性文化センターの設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例（案）

高浜市女性文化センターの設置及び管理に関する条例（平成 7 年
高浜市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条中「第 4 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に改め、同条を第
5 条とする。

第 7 条第 4 項中「第 12 条第 2 号」を「第 11 条第 2 号」に改
め、同条を第 6 条とする。

第 8 条中「第 4 条第 2 項」を「第 3 条第 2 項」に改め、同条を第
7 条とする。

第 9 条中「第 4 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に改め、同条を第
8 条とする。

第 10 条を第 9 条とする。

第 11 条第 2 項中「第 4 条、第 5 条、第 8 条及び第 9 条」を「第
3 条、第 4 条、第 7 条及び第 8 条」に、「第 11 条第 1 項」を「第
10 条第 1 項」に改め、同条を第 10 条とする。

第 12 条を第 11 条とし、第 13 条を第 12 条とし、第 14 条を
第 13 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案は、女性文化センターの利用者の範囲について見直しを行うためであります。

議案第 18 号

高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

次のとおり高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例（案）

高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例（平成 26 年高浜市条例第 22 号）の一部を次のように改正す
る。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容
支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1
号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4
項を第 6 項とし、第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事
項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区
分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 6 条第 3 項第 1 号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保
育事業者等」に、「第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しく
は小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号におい
て「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事
業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中
「全てを満たす」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を
「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

- （1） 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保し
た場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認
めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

この案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関して、所要の規定の整備を行うためであります。